

社会福祉法人日野市社会福祉協議会  
地域支え合い（サロン）活動助成要綱

（目的）

第1条 この助成制度は、高齢者、障害者、子育て家庭、外国人などが地域で孤立することなく安心した生活を送るために、住民が主体となって地域住民の交流や支え合いを目的に事業を実施している団体を日野市社会福祉協議会（以下、当会）が会費を主な原資として助成を行い、地域福祉の向上を図っていくことを目的とする。

（助成対象団体）

第2条 次のすべての要件を満たす団体とする。

- （1） 日野市に住所があり、日野市民の地域福祉の向上を図ることを目的に活動している団体。
- （2） 高齢者、障害者、子育て家庭、外国人などを対象にし、地域の誰もが気軽に参加できる事業をしている団体。
- （3） 営利、政治、思想及び宗教を目的としていない団体。
- （4） 団体構成員の相互扶助や親睦を目的としていない団体。
- （5） 団体構成員の半分以上が本助成を受けようとする他の団体の構成員となっていない団体。

（助成内容）

第3条 助成の内容は次のとおりとする。

- （1） 新規団体立上げ助成  
団体を立上げる初年度に必要な準備資金について助成する。
- （2） 事業助成  
団体が事業を実施する際に必要な会場など借上げのための費用、講師謝礼費、材料の購入費などの事業費について助成する。人件費などの団体の運営費を含む諸費用は助成の対象とならない。

（助成金の額）

第4条 当会は、団体より提出された事業計画書・予算書を元に、1回の活動につき3,000円を限度とし、下記の上限金額の範囲内で助成を行う。

ただし、参加者負担金などがあり、1回の活動が3,000円を超えない場合はその額とする。

- （1） 新規団体立上げ助成（事業の実施回数にかかわらず） 上限3万円
- （2） 事業助成 上限3万円

ただし、日野市高齢者見守り支援ネットワークふれあい交流型実施要綱等により、日野市から補助を受けている団体は上限2万円とする。

また、財源となる会費や、団体の運営状況により減額する場合がある。

（助成金の総額）

第5条 日野市社会福祉協議会会費実績額の30%を超えない額をサロン活動助成金として配分する。

（助成金交付申請）

第6条 本助成に申請する者は、次の書類により会長に申請するものとする。

- （1） 日野市社会福祉協議会地域支え合い福祉活動助成 サロン活動助成金申請書
- （2） 定款、会則、設立趣意書もしくはサロン活動団体概要
- （3） その他、特に会長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定・通知)

第7条 会長は、前条の申請を受理した時は、速やかに内容等を審査し、助成金交付の可否を決定し、決定内容を書面にて通知する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、原則として、その金額を一括交付する。

(事業報告)

第9条 助成金を受けた者は、当該事業の完了後ただちに次の書類により事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

- (1) 地域支え合い福祉活動 サロン活動助成金実績報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 活動が分かる写真
- (4) 領収書の写し
- (5) その他、特に会長が必要と認めるもの

(助成額の再決定)

第10条 助成金の交付を受けた者は、その助成対象事業が完了したときに、その実績に基づき助成額を再計算する。再計算後の助成額が当初の額を下回った場合は、助成金変更交付申請書を提出しなければならない。また、その差額について速やかに日野市社会福祉協議会に返納するものとする。

再計算の結果、当該事業が当初の予算額を上回ることがあっても、助成金の追加交付は行わない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条 会長は助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部又は、一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を交付目的以外の経費に充当したとき
- (3) 助成団体の運営及び活動が、その趣旨にそぐわないと認められるとき
- (4) 交付すべき助成金の額を確定した場合において、他団体より既にその額を超える助成金が交付されているとき
- (5) 助成金申請後、当該団体が解散又は、継続不能になったとき

(委任)

第12条 この要綱に定めるものの他に必要な事項については当会会長が別に定めるものとする。

付 則

平成20年 3月28日全部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

令和 5年 2月28日一部改正

令和 5年 2月28日一部改正

この要綱は、令和5年2月28日に一部改正し、令和5年3月1日より適用する。